

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千七百四十四人」を「二万千七百十三人」に改める。

附 則

この法律は、令和六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百十三人とする。	第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百四十四人とする。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

資 料 目 次

1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要	1
2	裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員	2
3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の施行日について	3
4	別紙（1～4）	5

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のこどもの共育で推進等を図るため、裁判所事務官を44人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を75人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少しようとするもの。

3 施行期日

令和6年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
裁判所 速記官			録音反訳方式の導入 による逐語録作成事務 の効率化	-5	-5
裁判所 事務官	(1) 事件処理の支援の ための体制強化 (2) 国家公務員のこど もの共育で推進等	44	事務処理の合理化	-52	-8
技能労 務職員			庁舎管理業務の合理 化	-18	-18
合 計		44		-75	-31

平成２３年以降、改正法案の施行日を「４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」としている理由について

- １ 裁判所職員の定員には、裁判所職員定員法において定められる定員（以下「法律定員」という。）と一般会計予算において定められる定員（以下「予算定員」という。）とがあるが、両者は、いずれも、裁判所の事務を遂行するために必要な職員の員数という観点から定められるものであるから、基本的に一致すべきものであり、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）の施行日については、会計年度の初日である４月１日とすることが望ましい。
- ２ また、平成２２年度までは、判事補から判事となる者の判事任官日が毎年４月初旬であったことから、改正法案の成立が４月以降にずれ込むと、判事への任官の一部抑制や人事異動の凍結といった深刻な事態を招来し、裁判の運営そのものに重大な支障を来すことを理由に、改正法案を日切れ扱いとして４月１日を施行日とする形での法改正を行ってきた。

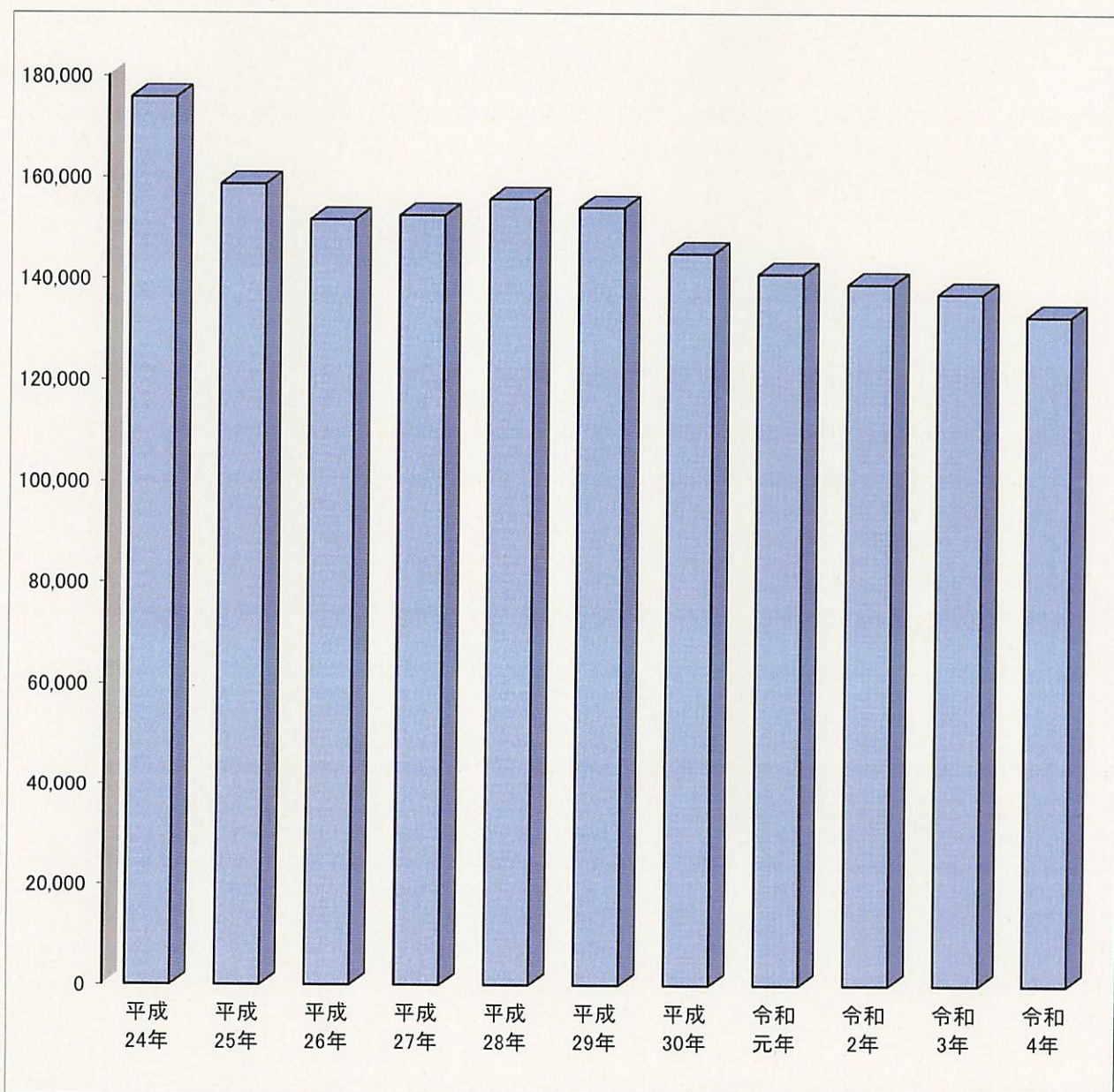
しかし、平成１１年度に実施された司法修習制度の変更（司法修習５３期以降は、修習期間が約２年から約１年６か月に短縮された。）により、平成２３年度からは、判事補から判事となる者の判事任官時期が１０月以降となったため（注）、改正法案の成立が４月以降にずれ込んだとしても、直ちに上記のような裁判の運営に重大な支障を生じることにはならないことから、平成２３年以降、改正法案を日切れ扱いにしないこととしたものである。
- ３ もっとも、法律定員と予算定員をなるべく一致させるべきであることは、前記１のとおりであって、仮に改正法案の成立が４月以降にずれ込んだとしても、可及的に近付けるべきであることに変わりはない。
- ４ 以上のことから、平成２３年以降、改正法案については、その施行日を「４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」と定めている。

注) 判事任官時期

修習期	修習期間	判事補任官時期	判事任官時期
52期	約 2 年	平成 1 2 年 4 月	平成 2 2 年 4 月
53期	約 1 年 6 か月	平成 1 2 年 1 0 月	平成 2 2 年 1 0 月
54期	約 1 年 6 か月	平成 1 3 年 1 0 月	平成 2 3 年 1 0 月
55期	約 1 年 6 か月	平成 1 4 年 1 0 月	平成 2 4 年 1 0 月
56期	約 1 年 6 か月	平成 1 5 年 1 0 月	平成 2 5 年 1 0 月
57期	約 1 年 6 か月	平成 1 6 年 1 0 月	平成 2 6 年 1 0 月
58期	約 1 年 6 か月	平成 1 7 年 1 0 月	平成 2 7 年 1 0 月
59期	約 1 年 6 か月	平成 1 8 年 1 0 月	平成 2 8 年 1 0 月
現行60期	約 1 年 4 か月	平成 1 9 年 9 月	平成 2 9 年 9 月
新60期	約 1 年	平成 2 0 年 1 月	平成 3 0 年 1 月
現行61期	約 1 年 4 か月	平成 2 0 年 9 月	平成 3 0 年 9 月
新61期	約 1 年	平成 2 1 年 1 月	平成 3 1 年 1 月
現行62期	約 1 年 4 か月	平成 2 1 年 9 月	令和元年 9 月
新62期	約 1 年	平成 2 2 年 1 月	令和 2 年 1 月
現行63期	約 1 年 4 か月	平成 2 2 年 9 月	令和 2 年 9 月
新63期	約 1 年	平成 2 3 年 1 月	令和 3 年 1 月
現行64期	約 1 年 4 か月	平成 2 3 年 9 月	令和 3 年 9 月
新64期	約 1 年	平成 2 4 年 1 月	令和 4 年 1 月
現行65期	約 1 年 4 か月	平成 2 5 年 1 月	令和 5 年 1 月
新65期	約 1 年	平成 2 5 年 1 月	令和 5 年 1 月
66期	約 1 年	平成 2 6 年 1 月	令和 6 年 1 月 (予定)
67期	約 1 年	平成 2 7 年 1 月	令和 7 年 1 月 (予定)

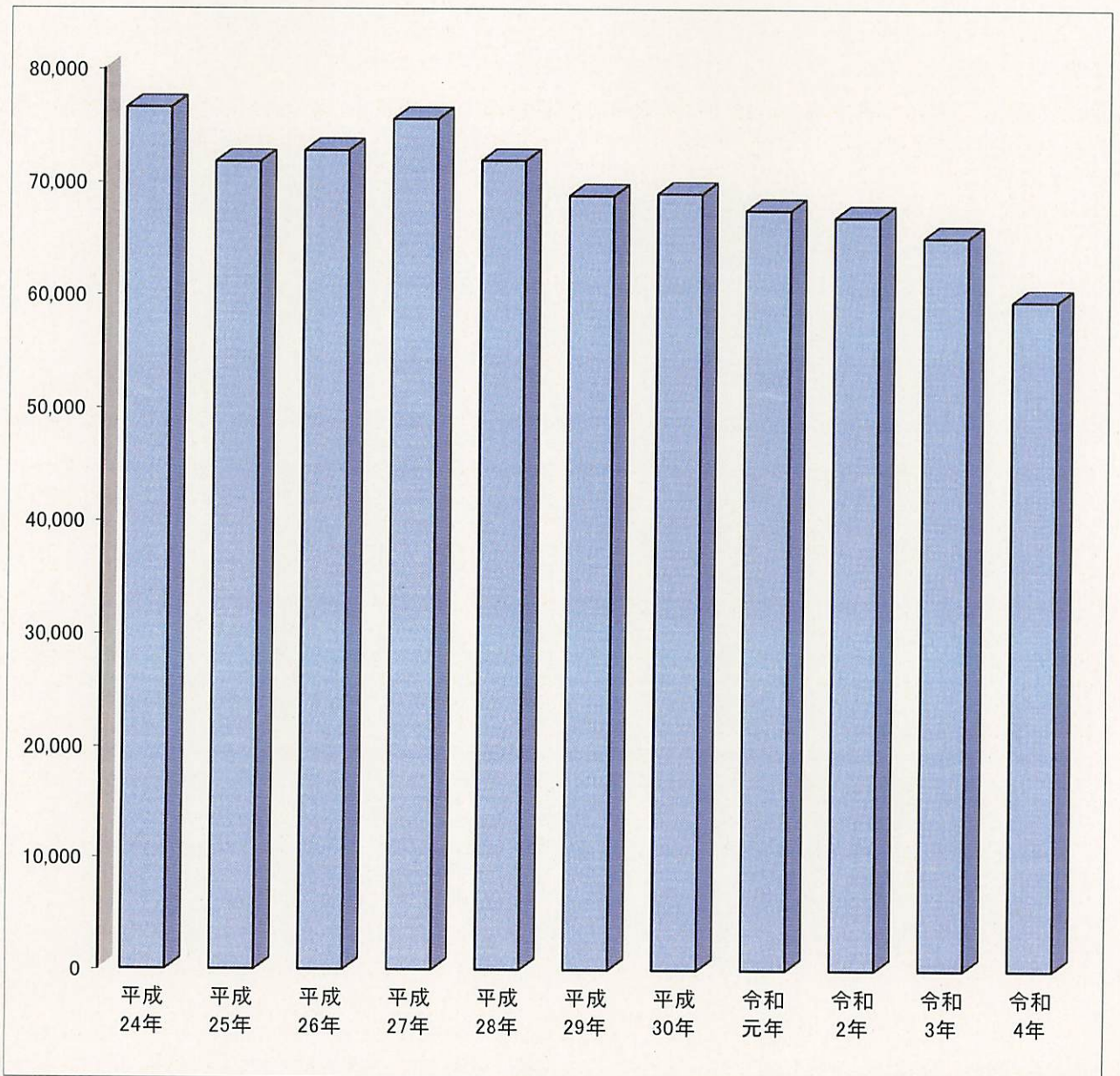
民事訴訟事件（地方裁判所）

年 次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
新受総数	175,765	158,660	151,637	152,529	155,740	154,102	145,038	141,060	139,104	137,186	132,765
対前年比	—	90.3%	95.6%	100.6%	102.1%	98.9%	94.1%	97.3%	98.6%	98.6%	96.8%



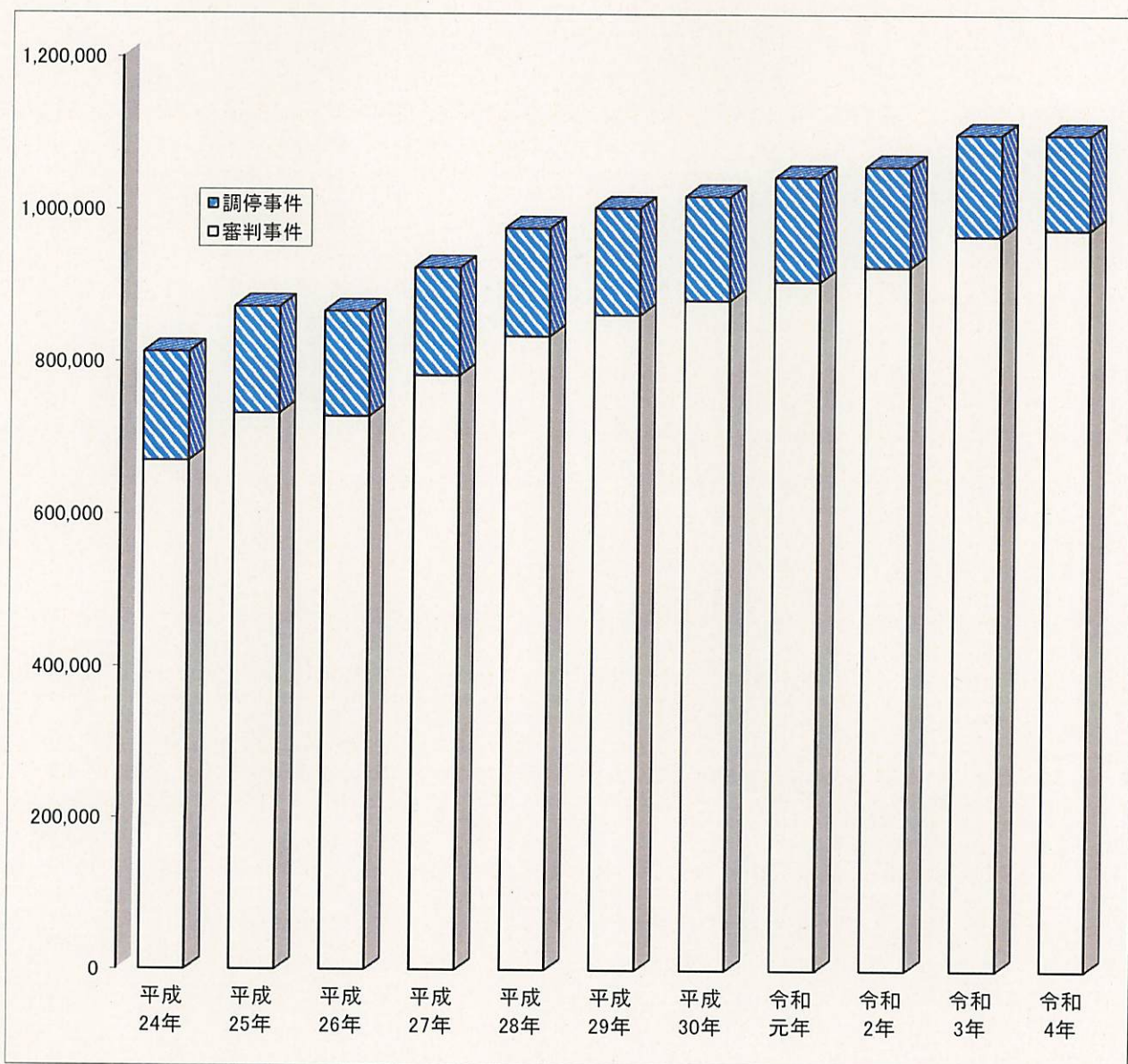
刑事訴訟事件（地方裁判所）

年 次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
新受総数	76,588	71,771	72,776	75,566	71,900	68,830	69,028	67,554	66,939	65,151	59,503
対前年比	—	93.7%	101.4%	103.8%	95.1%	95.7%	100.3%	97.9%	99.1%	97.3%	91.3%



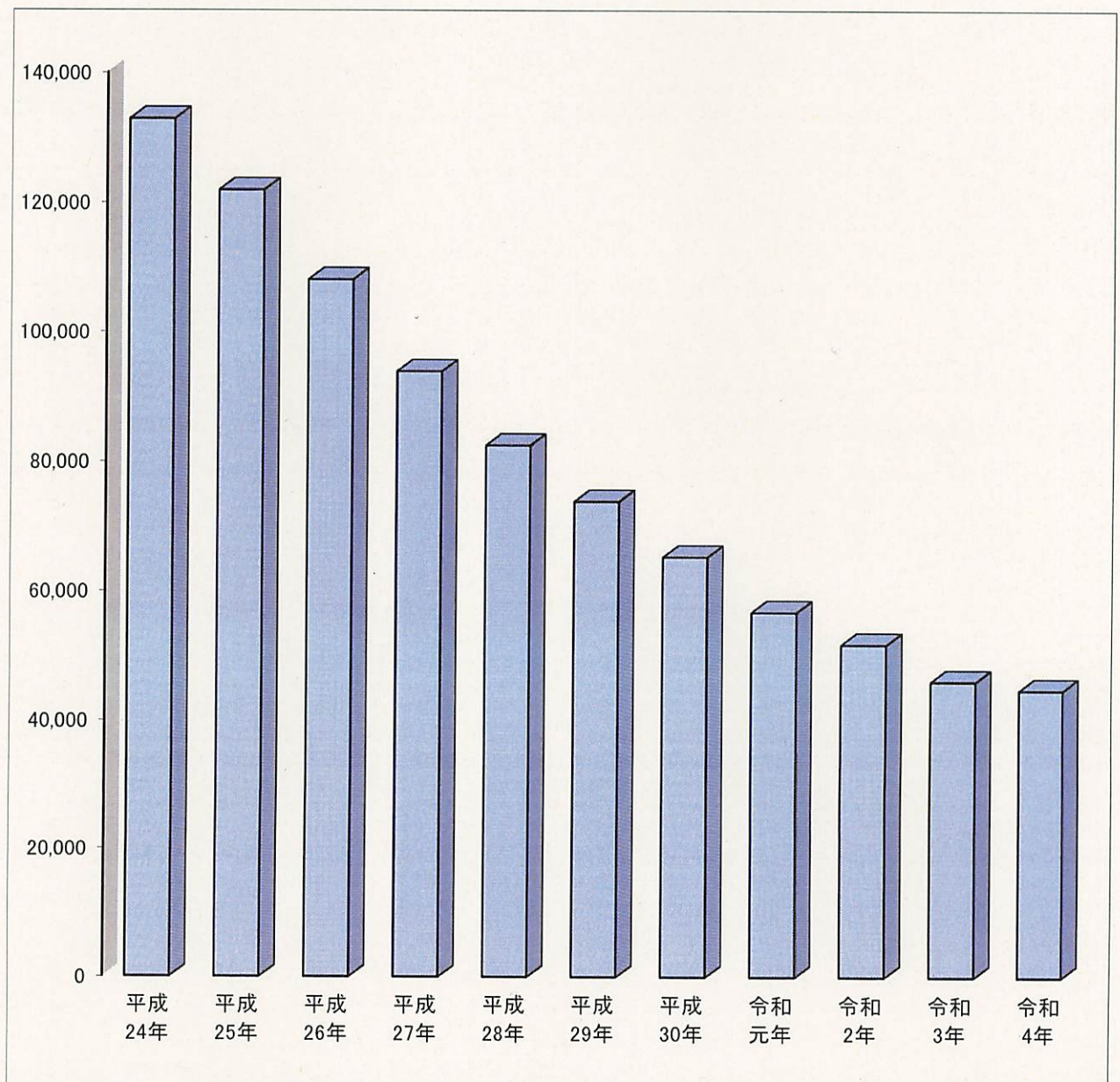
家事事件（家庭裁判所）

年 次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
審判事件	672,681	734,227	730,607	784,089	835,713	863,882	883,000	907,798	926,830	967,412	976,082
対前年比	—	109.1%	99.5%	107.3%	106.6%	103.4%	102.2%	102.8%	102.1%	104.4%	100.9%
調停事件	141,802	139,593	137,207	140,822	140,641	139,274	135,783	136,358	130,936	132,556	123,760
対前年比	—	98.4%	98.3%	102.6%	99.9%	99.0%	97.5%	100.4%	96.0%	101.2%	93.4%
総 数	814,483	873,820	867,814	924,911	976,354	1,003,156	1,018,783	1,044,156	1,057,766	1,099,968	1,099,842
対前年比	—	107.3%	99.3%	106.6%	105.6%	102.7%	101.6%	102.5%	101.3%	104.0%	100.0%



少年保護事件（家庭裁判所）

年 次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
新受総数	132,824	121,914	108,121	93,993	82,603	74,019	65,454	56,975	52,019	46,367	45,042
対前年比	—	91.8%	88.7%	86.9%	87.9%	89.6%	88.4%	87.0%	91.3%	89.1%	97.1%



裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 用例集

本則関係

「第二条中「二万千七百四十四人」を「二万千七百十三人」に改める。
」の例…………… 1 ページ

附則関係

「この法律は、令和六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅
い日から施行する。」の例…………… 1 ページ

理由関係

「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の
裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。」の例…………… 1 ページ

令和五年十二月
法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法 関係
用例集

【「本則」関係】

- ① 「第二条中「二万七千七百四十四人」を「二万七千七百十三人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
(令和五年法律第十号)

第二条中「二万七千七百七十五人」を「二万七千七百四十四人」に改める。

【「附則」関係】

- ② 「この法律は、令和六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
(令和五年法律第十号)

この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

- ③ 「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
(令和五年法律第十号)
令和五年・第二百十一回国会提出合本

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。